

土砂災害防止法に基づく緊急調査実施の考え方

(地滑り対策編)

平成23年4月

国土交通省砂防部砂防計画課

独立行政法人土木研究所土砂管理研究グループ

目 次

はじめに	1
I. 総則	2
1. 緊急調査の目的など	2
II. 緊急調査着手の判断	4
1. 緊急調査の着手を判断するための調査	4
III. 地滑り区域、被害が想定される土地の区域及び時期に関わる調査	5
1. 区域・時期の情報を提供するための調査	5
2. 区域・時期の情報を提供するための解析	10
3. 土砂災害緊急情報の通知	12
IV. 緊急調査終了の判断	13
1. 緊急調査終了の要件	13
参考資料	14

○はじめに

『土砂災害防止法に基づく緊急調査実施の考え方』は、都道府県が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）第 26 条に基づく緊急調査を実施し、第 29 条に基づく土砂災害緊急情報を通知及び周知する際の標準的な考え方を整理したものである。

ここに記載されている事項は、現時点の技術的知見に基づいて作成しており、今後の地滑りに関する研究の進展や技術の向上に応じて、随時必要な改訂を行うべきものである。

なお、『土砂災害防止法に基づく緊急調査実施の考え方』は、地方自治法 245 条の 4 に基づく技術的助言であり、都道府県の判断によって、異なる方法によって調査等を行う事を妨げるものではない。

I. 総則

1. 緊急調査の目的など

土砂災害防止法に基づき都道府県知事が実施する緊急調査は、地滑りによって重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合に、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市町村長に通知し、併せて一般住民に周知するために実施するものである。

【解説】

(1) 緊急調査の目的

ここで、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合とは、地滑りを発生原因とする地割れ又は建築物の外壁の亀裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあり、当該地滑りに係る土砂災害防止法施行令第2条第3号イ又はロに掲げる土地の区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね10戸以上である場合である。

また、緊急調査による時期に関する情報は、「重大な土砂災害の発生時期そのもの」を通知するものではなく、「避難のための立ち退きの勧告又は指示の判断に資するための情報」を関係市町村長に通知するものである。

(2) 緊急調査実施にあたっての留意点

緊急調査は、その性格から速やかに被害が想定される土地の区域及びその時期を調査する必要がある。このため、平常時から、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域に関する情報や、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果、地すべり危険箇所調査の結果等を定期的に点検しておくことが望ましい。また、緊急調査を円滑に進めるため、あらかじめ、緊急調査の方法や計測機器の取扱いにも習熟しておくことが望ましい。

緊急調査は迅速に進める必要がある一方で、緊急調査の実施中に調査者が被災することの無いよう、安全管理には十分留意する必要がある。

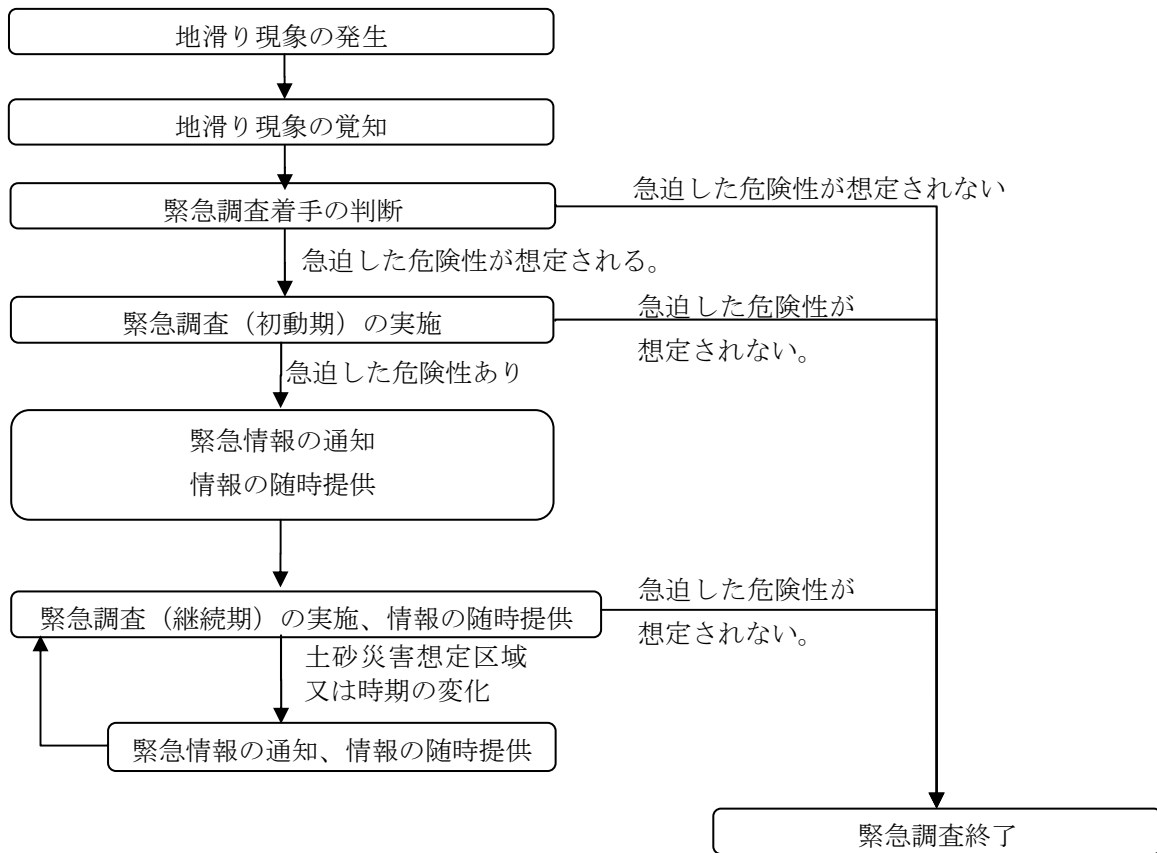
(3) 土砂災害緊急情報の通知にあたっての留意点

土砂災害緊急情報は、市町村や一般住民等に避難の判断のための情報を提供するものであり、迅速に調査を実施し、それによって緊急情報を通知することが必要となる。

このため、土砂災害緊急情報は、現時点の技術的知見に基づき、緊急的に簡易な調査によって被害が想定される土地の区域及び時刻に関する情報を提供するものであり、土砂災害緊急情報の通知及び周知にあたっては、一定の誤差を含むことを併せて説明する必要がある。

(4) 緊急調査及び土砂災害緊急情報に関連する作業フロー

土砂災害緊急調査及び緊急情報の通知に関する一般的な作業フローは、以下の通りである。



【参考】

土砂災害防止法律施行令（抜粋）

第2条第3号

三 地滑り 次に掲げる土地の区域

イ 地滑り区域（地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域をいう。以下同じ。）

ロ イの地滑り区域に隣接する一定の土地の区域であつて、当該地滑り区域及び当該一定の土地の区域を投影した水平面上において、当該一定の土地の区域の投影が、当該地滑り区域の境界線の投影（以下この号において「境界線投影」という。）のうち当該境界線投影と地滑り方向（当該地滑り区域に係る地滑り地塊が滑る場合に当該水平面上において当該地滑り地塊の投影が移動する方向をいう。以下この号及び次条第三号ロにおいて同じ。）に平行な当該水平面上の二本の直線との接点を結ぶ部分で地滑り方向にあるもの（同号ロにおいて「特定境界線投影」という。）を、当該境界線投影に接する地滑り方向と直交する当該水平面上の二本の直線間の距離（当該距離が二百五十メートルを超える場合にあっては、二百五十メートル）だけ当該水平面上において地滑り方向に平行に移動したときにできる軌跡に一致する土地の区域（地滑りが発生した場合において、地形の状況により明らかに地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。）

II. 緊急調査着手の判断

1. 緊急調査の着手を判断するための調査

緊急調査の着手を判断するための基準は、土砂災害防止法施行令第8条第2号に該当するか否かで判断する。

土砂災害防止法施行令（抜粋）
第8条第2号

二 地滑り 地滑りにより、地割れ若しくは建築物の外壁の亀裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあり、かつ、当該地滑りに係わる第2条第3号イ又はロに掲げる区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね10戸以上である状況。

【解説】

a) 定義

重大な土砂災害が急迫していると想定される状況とは、土砂災害の急迫性要件とその規模要件の2つの要件から判断する。

土砂災害の急迫性要件は、地割れ又は建築物の外壁に亀裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあることをもって判断することとする。

土砂災害の規模要件は、当該地滑りに係わる土砂災害防止法施行令第2条第3号イ又はロに掲げる区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね10戸以上であることをもって判断する。

b) 調査方法

(1) 地滑り現象の発生と覚知

地滑り現象の発生に伴って、都道府県知事がこれを覚知する方法としては、一般に以下のよう
なものが考えられる。

- 住民からの通報
- 市町村等の関係機関からの通報（住民からの通報を経由する場合を含む。）
- 都道府県職員による発見（通常の施設点検・パトロール等）

これらの方法によって覚知された場合に緊急調査着手を判断するための調査を行う事となる。

(2) 急迫性要件の調査

急迫性要件は、現地において、地割れや建築物の外壁に新たな亀裂が生じていないか、又は既に発生していた亀裂が拡大していないかという観点から調査を行う。既に発生していた亀裂の場合等において、幅が広がりつつあることの判断が困難である場合は、亀裂幅を継続的に計測して判断することが必要となる場合もある。

(3) 規模要件の調査

規模要件を調査するためには、地すべり区域を特定する必要がある。地すべり区域の特定については、「III. 地滑り区域、被害が想定される土地の区域および時期に関わる調査」を参考とする。

Ⅲ. 地滑り区域、被害が想定される土地の区域および時期に関わる調査

1. 区域・時期の情報を提供するための調査

1.1 地滑り区域を決定するための調査

地滑りによって生じた亀裂、段差、陥没など地表面に現れている変状や周辺の地形・地質などを現地踏査により詳細に調査し、地滑り区域の決定に際しての基礎資料とする。

調査の範囲は、変状の認められる範囲よりも広い範囲で行い、変状範囲を包括する大規模な地滑りを見逃さないようにする。

地滑り区域を特定するための調査は、緊急調査の初動期に実施するほか、緊急調査の継続期においても、初動期の調査結果から変状が確認された場合や地滑りの移動速度の傾向が変化した場合に改めて調査を行う。なお、調査にあたっては、調査者の安全を最優先させるべきである。

【解説】

a) 定義

地滑り区域とは、地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域のことをいう。

既に指定されている地滑りに係る土砂災害警戒区域において緊急調査を実施する場合には、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を参考とし、緊急調査の結果に基づいて判断する。

b) 調査方法

(1) 調査の対象

現地踏査によって、地滑りによって生じた亀裂、段差、陥没や隆起など地表面に現れた変状等の位置及び特徴を調査する。踏査時には、地表の変状（亀裂、段差、陥没、隆起や滑落崖など）、構造物の変状及びこれら変状が生じている範囲を含む周辺の地形について特に入念に調査し、変状の位置や長さ、変状方向、変位量、変状の状態等を把握し、その位置や形状を地図上に記入する。変状の位置等については、地図上（縮尺 1/2, 500 等の大縮尺の地形図が望ましい）に記入する。位置の特定は周辺の地形と地図の等高線との照合によるほか、GPS を用いることも有効である。前記の調査に併せて、地表水・地下水の状態、植生異常や、露頭部の確認による地質、地質構造などについても把握しておくことが望ましい。

(2) 調査範囲

踏査時点で地滑りとして変動している範囲だけでなく、変状範囲を包括する大規模な地滑りを見逃さないよう、背後斜面や隣接斜面の確認を十分おこなう。地滑りが拡大する可能性がある範囲、および地滑りによる被害が及ぶ可能性のある範囲を含めて調査をする必要がある。特に、背後斜面については尾根の最上部まで、必要に応じて尾根背面までを含めて踏査範囲とし、変状範囲を包括する大規模な地滑りの兆候などに注意を払う。

地滑りの末端部については、明瞭に確認できる変状よりもさらに下方を含めた範囲が地滑り地塊となる場合もあることに留意する。地滑りの末端部の位置が明瞭ではない場合には、地盤伸縮計による計測、または移動杭の測量や複数点での GPS 計測などによる方法もある。

(3) 調査時の留意事項

① 地形

地滑り周辺の地形を概観し、既存の地滑り、崩壊地の分布状況を調査する。それを踏まえた上で、変状範囲の微地形を確認し、地滑り範囲の推定に役立てる。予め地形図等により周辺域の大地形等を把握しておくとともに、変状の生じた斜面の対岸や上空等から斜面全体を遠望することも有効で

ある。

②地質、地質構造

地質図を入手するとともに、露頭より地質構造を調査し、地滑り範囲、移動土塊の性状等の推定に役立てる。

③構造物や斜面の変状の分布

地表で確認される亀裂等の外形的変状は地滑り全体の移動方向、範囲、ブロックなどの決定に対して最も重要な指標となるため、その方向や長さなどは必ず図面に記す。その際には、閉じた亀裂、開いた亀裂、段差状況、横ずれ、雁行状や階段状などの形状の確認とその成因に関する考察（仮説）をその場で検討し記録することが重要である。

また、地滑りにより建築物や土木構造物等に生じる亀裂、沈下、隆起等の現象も地滑りの範囲や特徴を把握する上で重要な材料であるので、地表で確認される変状と同様に注意深く観察し記録する。

地滑りの各部分に生じる変状の一般的な特徴は以下の通りである。

- ・地滑り頭部は一般に引張変動による段差を伴った開口亀裂やこれがさらに進んだ滑落崖が見られる場合が多いが、変動量が小さな場合などは段差がなく単に開口している場合もある。また、頭部亀裂や滑落崖よりも斜面上方に生じる亀裂は新たな滑落崖になりうるものである。
- ・地滑り側部については、雁行状亀裂等の横ずれに伴う変状の存在を入念に観察する。側部に構造物が存在する場合にはせん断によるズレ亀裂が認められる場合が多い。なお、左右非対称な横断形状を示す場合には、地滑りの左右で側部の変状形態に差異がある場合もある。
- ・地滑り末端部では、一般に圧縮変動による縦亀裂や隆起、押出、小崩落等が発生することが多い。なお、地滑り末端部は地滑り運動の抵抗体となる部分であるため、地滑り滑動初期の段階では頭部の変状に比べてその規模が小さい、または明瞭に表れていない場合もある。しかし、道路等構造物を指標としてその隆起等に着目するなどし、地滑りの末端を決定するための根拠の有無を入念に観察する。

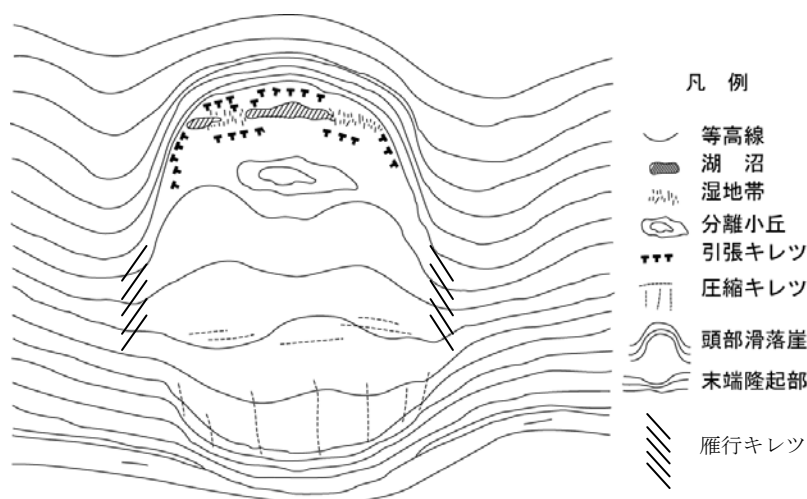
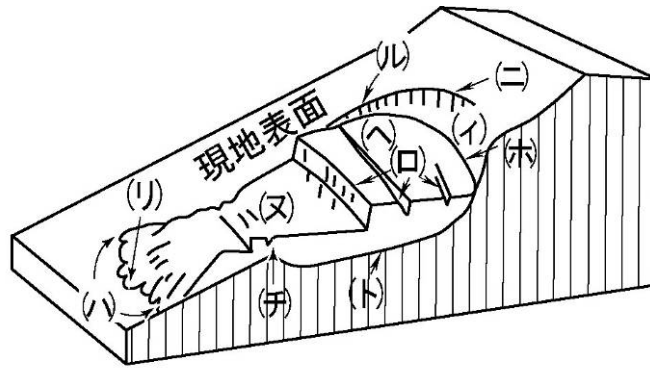


図1 地すべり地形模式図¹⁾の一部を修正



- (イ) 滑落崖 (主亀裂) (ロ) 二次亀裂 (ハ) 舌端部
 (ニ) 冠頂部 (ホ) 頂天 (ヘ) 頭部 (ト) すべり面 (チ) 脚部
 (リ) 尖端 (ヌ) 末端部 (ル) 側面

図2 地すべり各部の名称¹⁾の一部を修正



写真1 段差を伴う小規模な開口亀裂



写真2 段差を伴わない開口亀裂



写真3 地すべり頭部から側部に繋がる亀裂



写真4 雁行亀裂



写真5 地すべり末端の隆起



写真6 植生異常

1.2 地滑り方向を決定するための調査

地滑り区域と周辺の地形や現地で確認できる変状の把握を行い、地滑り方向決定に際しての基礎資料とする。なお、調査の実施にあたっては、調査者の安全の確保を最優先するべきである。

【解説】

a) 定義

地滑り方向は、当該地滑り区域に係る地滑り地塊が滑る場合に当該水平面上において当該地滑り地塊の投影が移動する方向である。

b) 調査方法

地滑り方向を決定するために、以下に示す方法により調査する。

(1) 変状の把握

1.1 項で実施する調査と併せて、亀裂や段差の方向など変状の特徴等から地滑り方向決定に資する特徴等の情報を把握する。変位が大きい場合には、地滑り移動土塊のあるポイントがもとよりあった場所との比較により移動方向に資する情報となる場合がある。また、地質構造に規制されるなどにより地滑りの横断形が非対称の場合には、側部の亀裂や段差の形状が左右で異なり、地形圧縮亀裂側へ偏向している場合などもあるので、留意が必要である。また、大きな地滑りの中に単数もしくは複数の小さな地滑りが含まれ、それぞれの動きが異なる場合もあるので、調査に際しては大局的な視点から変状を確認し全体の動きの傾向を見ることが必要である。

(2) 地形の把握

地滑り区域の地表面形状、地滑り区域を含む周囲の地形を把握することにより、地滑り方向決定に資する情報を把握する。

(3) 移動杭観測等による移動方向の調査

(1)、(2)に加えて、可能であれば、地滑り地塊内に標柱等の測量点を設置し、地滑り地塊外に設けた基準点をもとに測量点の座標を測量により求め、その移動方向を求める。なお、移動方向を正確に計測するためには、測量点を地滑りの主測線上に設置することが望ましい。また、ぬき板による簡易な計測結果も移動方向の判断の参考にできることがある。

1.3 被害が想定される時期に関わる調査

地滑り地塊の変位速度を把握するための調査を実施する。
地滑りの変位速度を把握するための調査は、継続的な移動量を観測することを標準とする。

【解説】

a) 定義

地滑り地塊の変位速度は、地滑り周囲の不動地に対する地滑り地塊の時間あたりの変位量である。

b) 調査手法

地滑り頭部に確認された冠頭クラックを挟む形で杭を固定し、熱膨張性の低いインバー線と地盤伸縮計により杭間の距離を計測することを標準とする。設置にあたっては、地すべりの運動方向に沿って設置することが望ましい。また、地滑り長さ方向の複数位置にクラックが生じている場合には、地盤伸縮計を頭部から連続配置とするなどの工夫が必要である。

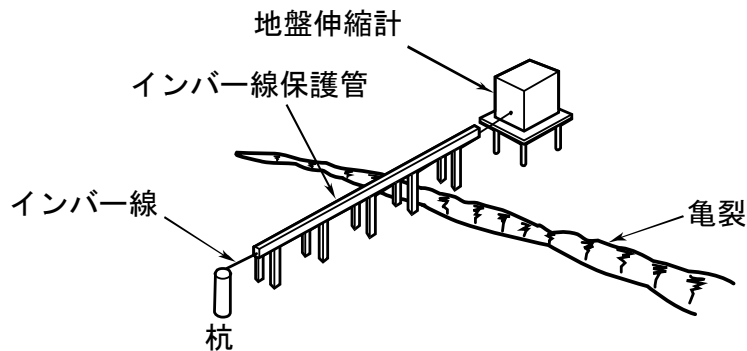


図3 地盤伸縮計設置概略図¹⁾

地盤伸縮計は読みとり分解能が 0.2mm より小さく、かつ 1 時間以下の時間単位で記録可能な製品を使用することを標準とする。

測定方法については、1 時間単位での計測データをリアルタイムで監視できるようにすることを標準とする。斜面への立ち入りが規制される場合にもデータを取得できるように自動計測タイプの機器を用いる必要がある。また、地盤伸縮計は滑動状況に応じて、測定間隔を 10 分間隔等に短く設定することが望ましい。

地盤伸縮計設置の注意事項として、変位量が大きく測定不能に陥ることが予想される場合には、バネ等を用いて反力を得るタイプの機器を選定するなどの工夫が必要である。また、地盤伸縮計が測定不能になった場合や、危険度が高まり地すべりに近づけなくなった場合を想定して、ターゲットを用いた斜面の監視等を検討しておくことも重要である。

2. 区域・時期の情報を提供するための解析

2.1 地滑り区域の決定に関わる解析

1.1 で実施した踏査による調査結果に基づき地滑り区域を決定し、地形図に記載することを標準とする。

【解説】

現地踏査による斜面変状や地形に関する調査結果を基に、以下の点に留意しながら地滑り区域を決定する（図 2.1 参照）。

(1) 地滑りの幅と長さを決定する。

(2) 一般的には、地滑り頭部には引張りに伴う亀裂や段差、滑落崖が生じる。地滑り側部では雁行状の亀裂や段差を伴う亀裂が、また地滑り末端部には押出しや隆起、圧縮に伴う亀裂が生じる。これらの変状位置を勘案して地滑りの幅と長さを決定し、地形等も勘案して地滑り区域を決定する。

(3) 地滑り地塊の動きの程度が小さい場合には、(2)に記した変状が小さい、もしくはまだ表れていない場合もある。この場合には、地形情報等を参考とし、末端部の位置を決定する。また、地盤伸縮計、移動杭や GPS による計測を行う場合には、計測データを参考として決定する。

(4) 地滑り末端部を特定し難い場合には、斜面末端部までを地滑り区域とすることも可能とする。

2.2 地滑り方向の決定に関わる解析

1.2 で実施した踏査や計測による調査結果に基づき地滑り方向を決定し、2.1 で用いた地形図に記載することを標準とする。

【解説】

当該地滑りやこれを含む周辺の地形、また現地踏査による斜面変状に関する調査結果や移動杭観測結果を基に、地滑り地塊が移動していると考えられる方向を決定する。

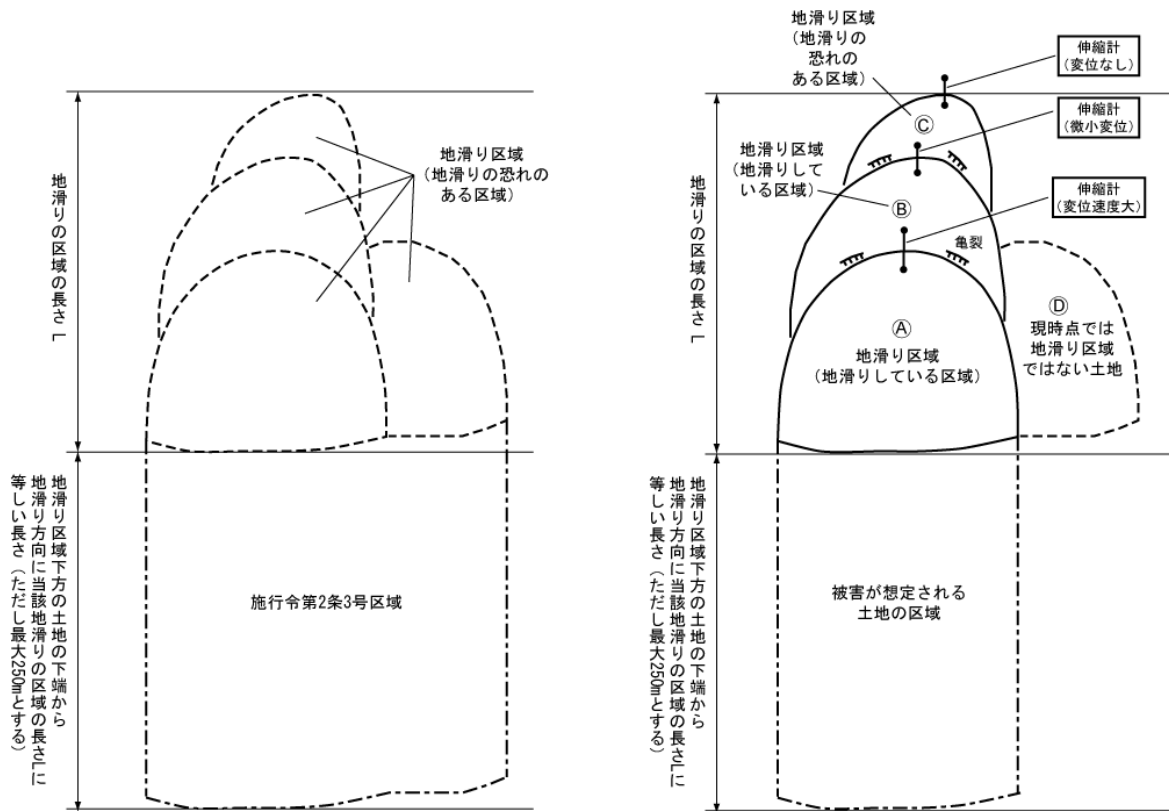
2.3 被害が想定される土地の区域の決定に関わる解析

2.1 で決定した地滑り区域、および 2.2 で決定した地滑り方向を基に、被害が想定される土地の区域を決定し、2.1 で用いた地形図に記載することを標準とする。

【解説】

地滑り区域と地滑り区域下方の土地で、当該地滑り区域の下端から地滑り方向に当該地滑りの長さに等しい長さの土地の区域（ただし 250m を越えるときは 250m とする）を、被害が想定される土地の区域として決定する。

なお、現地調査等の結果に基づき、上記以外の決定を行うことを妨げるものではない。



緊急調査実施前

緊急調査結果

- Cの地滑りについては、滑動中の地滑りAとBと一連で動く「地滑りのおそれのある区域」と判断されれば、地滑り区域に含める。
- Dの地滑りについては、現時点では滑動中の地滑りAとBと連動して動くことがないと判断されれば、地滑り区域に含めない。

図4 被害が想定される土地等の設定概念図

2.4 被害が想定される時期に関わる解析

被害が想定される時期に関わる解析は、避難のための立退きの勧告又は指示を判断するための目安となる地滑り地塊の変位速度を示すことを標準とする。

【解説】

地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるときとは、この土砂災害緊急情報が避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資することを目的としていることに鑑み、地滑りの管理基準のうち、「避難基準」によって判断することを標準とする。

具体的な判断基準としては、2mm/hr以上を連続2回計測した場合、もしくは4mm/hr以上を計測した場合とすることを標準とし、1.3で計測している地盤伸縮計データの毎時の計測情報を随時提供することによって、市町村で避難のための立退きの勧告又は指示の判断が可能となる。

なお、現地踏査による地滑りの特性をふまえて、上記の基準以外の基準を避難の為の基準として設定することを妨げるものではない。

3. 土砂災害緊急情報の通知

土砂災害緊急情報は、地滑りによって重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合に、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を、当該土地の区域に係る市町村の長に通知するとともに、一般に対し周知するものである。

また、緊急情報の通知と併せて、緊急調査により得られた情報を随時提供するものとする。

【解説】

A 緊急情報の通知

(1) 通知時期

以下のいずれかの場合に、緊急情報の通知を行う。

- ・ 緊急調査及び解析によって、土砂災害が想定される土地の区域が明らかになった場合
- ・ 継続期における調査によって、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したことを確認した場合

(2) 通知内容

緊急情報の通知は、以下のとおり区域及び時期の情報を通知する。

- ・ 地滑りによる土砂災害が想定される土地の区域は、地形図（縮尺 1/2, 500 等の大縮尺の地形図が望ましい。）等に、2.3 の解析によって特定した範囲を示して通知する事を標準とする。
- ・ 地滑りによる土砂災害が想定される時期は、2.4 の解析によって時期を特定した地滑り地塊の変位速度を通知することを標準とする。

(3) 通知及び周知の方法

緊急情報を関係市町村に通知するとともに、一般への周知を行う。

- ・ 関係のある市町村の長への通知については、電話、ファクス、電子メール、資料の手渡し等の手法によって行うことを標準とする。
- ・ 一般への周知については、報道機関、インターネット等により行うことを標準とする。

B 情報の随時提供

(1) 提供時期と提供内容

以下のそれぞれについて、緊急調査によって得られた情報の随時提供を行う。

- ・ 緊急調査によって、地滑り地塊の移動速度の調査を開始した場合は、その移動速度に関する情報を提供する。

(2) 通知先と通知方法

情報の随時提供は、関係市町村に提供することを標準とする。通知方法については、関係市町村と協議して決定することを標準とするが、移動速度に関する情報については、インターネット等、常時情報が提供できる方法を用いることを標準とする。

IV. 緊急調査終了の判断

1. 緊急調査終了の要件

重大な土砂災害の危険がないと認めるとき、又はその危険が急迫したものでないと認めるときは、緊急調査を終了することができる。

具体的には、以下のいずれかの場合には、緊急調査を終了することができる。

- (1) 応急緊急対策工事を終了し、地滑り地塊の滑動が概ね停止したとき。
- (2) 応急緊急対策工事を行わない場合には、その後の降雨・融雪を経験しても地滑り地塊の滑動が概ね停止した状態にあるとき。

【解説】

急迫ないし急迫した段階以降の応急緊急対策により、もしくは応急緊急対策を行わずとも当該地滑りにより重大な危害を受けるおそれなくなった時点をもって緊急調査を終了する。

- (1) 応急緊急対策工事を実施する場合には、これにより地滑り地塊の滑動が概ね停止したことを確認した上で緊急調査を終了することができる。
- (2) 応急緊急対策工事を実施しない場合には、一定期間の降雨や融雪を経験しても 1.3 に示した地滑り地塊の変位速度を把握するための観測において、地滑り地塊の滑動が概ね停止した状態にあるときは、一旦緊急調査を終了とし、通常の監視体制などへ移行することができる。

参考資料

○緊急情報の通知様式例

様式例－1 緊急情報の通知

様式例－2 緊急情報の変更通知

様式例－3 地滑りによる土砂災害が想定される土地の区域

【参考文献】

1) 国土交通省砂防部，独立行政法人土木研究所：

『地すべり防止技術指針及び同解説，平成20年4月』

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市(町・村) 〇〇〇長 殿

〇〇都道府県知事

土砂災害緊急情報の通知について

〇〇市(町・村) 字〇〇において土砂災害防止法第26条に基づく緊急調査を実施してきたところであるが、緊急調査結果がまとまり、地滑りによる重大な危害が急迫した危険があることを確認したため、同法第29条第1項の規定に基づき以下のとおり通知するので、災害対策基本法第60条第1項の規定に基づき、適切に処置されたい。

1 地すべりによる重大な危害が急迫した危険がある区域

地すべりによる重大な危害が急迫した危険がある区域は、様式例－3に示すとおりとする。

2 地すべりによる重大な危害が急迫した危険がある時期

地すべりによる重大な危害が急迫した危険がある時期は、当該地滑りの移動速度が〇mm/hとなった時期とする。

なお、当該地滑りの移動速度は、別途、同法29条第2項の規定に基づき情報提供する。

【問い合わせ先(緊急調査実施担当部局)】

〇〇県〇〇局〇〇〇部〇〇課

〇〇課長(職名) 〇〇 〇〇(氏名)

〇〇課長代理(職名) 〇〇 〇〇(氏名)

E-mail : ×××××××@pref. ×××××.lg.jp

T E L : 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇(直通)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市（町・村）〇〇〇長 殿

〇〇都道府県知事

土砂災害緊急情報の変更通知について

〇〇月〇〇日付け「土砂災害緊急情報（〇〇県〇〇市〇〇）第▲号」を通知したところであるが、このたび最新の緊急調査結果がまとまったため、同法第29条第1項の規定に基づき別紙のとおり通知するので、災害対策基本法第60条第1項の規定に基づき、適切に処置されたい。

1 地すべりによる重大な危害が急迫した危険がある区域

地すべりによる重大な危害が急迫した危険がある区域は、様式例－3に示すとおりとする。

2 地すべりによる重大な危害が急迫した危険がある時期

地すべりによる重大な危害が急迫した危険がある時期は、当該地滑りの移動速度が〇mm/hとなった時期とする。

なお、当該地滑りの移動速度は、別途、同法29条第2項の規定に基づき情報提供する。

【問い合わせ先（緊急調査実施担当部局）】

〇〇県〇〇局〇〇〇部〇〇課

〇〇課長（職名） 〇〇 〇〇（氏名）

〇〇課長代理（職名） 〇〇 〇〇（氏名）

E-mail : ×××××××@pref.×××××.lg.jp

T E L : 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（直通）

地滑りによる危害のおそれのある土地の区域

地滑りによる危害のおそれのある土地の区域の図を貼り付け

凡 例	
土砂災害が想定される土地の区域	